

がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

2～10 （略）

がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）（抄）

（がんの範囲）

第一条 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

- 一 悪性新生物及び上皮内がん
- 二 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）
- 三 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
 - イ 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - ロ 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - ハ 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - ニ 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - ホ 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - ヘ 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - ト 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
- 四 消化管間質腫瘍（第一号に該当するものを除く。）